

K-7-3

天童市埋蔵文化財調査報告書第30集

天童市西沼田遺跡

—第VI次発掘調査概報—

平成16年3月

天童市教育委員会

例　　言

- 1 本書は、国史跡・西沼田遺跡の整備に係る第VI次発掘調査の概報である。
- 2 発掘調査から概報の刊行に至る業務は、天童市教育委員会が実施した。
- 3 調査要項は、下記のとおりである。

遺跡名　西沼田遺跡

所在地　山形県天童市大字矢野目3295番地ほか

遺跡番号　山形県遺跡番号344（天童市遺跡番号114）

調査期間

発掘調査　平成15年8月4日～平成15年11月20日

整理作業　平成15年11月21日～平成16年3月31日

調査担当

発掘調査　押野一貴（主任調査員）

岡崎友美（調査員・文化振興課主事）

山澤　護（調査員・文化振興課日々雇用職員）

整理作業　押野一貴（主任調査員）

岡崎友美（調査員・文化振興課主事）

山澤　護（調査員・文化振興課日々雇用職員）

事務局　岡田吉春（文化振興課長）

高橋秀司（文化振興課課長補佐兼文化財係長）

岡崎友美（文化振興課主事）

- 4 本書の執筆は、押野一貴の指導のもと、岡崎友美、山澤護が行った。

- 5 土層の色調の記載には、1996年版農林水産省水産技術会議事務局監修の『新版標準土色帖』によった。

- 6 プラント・オパール分析は、飼古環境研究所に委託した。

- 7 発掘調査から本書の刊行に至るまで、文化庁、山形県教育厅社会教育課文化財保護室、
山形県埋蔵文化財センター、三郷堰土地改良区、西沼田遺跡整備検討委員会、宮本長
二郎、田中哲雄、北野博司、松井敏也、川崎利夫の諸機関、諸氏から御指導、御協力を
いただいた。記して謝意を表する。

- 8 本調査で出土した資料は、天童市教育委員会で一括保管する。

1 調査の経緯

西沼田遺跡は、昭和60年度山形県営ほ場整備事業・三郷堰地区に係ることから、山形県教育委員会によって発掘調査が行われ、6世紀を中心とする古墳時代後期の大変貴重な農村集落であることがわかった。これを受け天童市では、昭和61年7月に国指定申請を行い、翌昭和62年1月26日に国史跡「西沼田遺跡」として指定された。併せて、指定区域(以下「既指定地」という。)約33,000m²を公有化し、保存・活用を図ることにした。

その後、昭和63年から西沼田遺跡の保存・整備・活用の方向性について、有識者による検討を行い、平成5年からは、西沼田遺跡整備検討委員会を設置して、年1~2度は検討を行っている。

天童市教育委員会では、平成6年度から、昭和60年度の調査で埋め戻した建築部材の状態確認と、木材の遺存状況、生産域の確認を目的として発掘調査を行っており、この結果、集落の東側を巡る河川の存在や、集落の広がり、貯蔵施設に関する遺構・遺物が明らかになった。特に、平成11年度から平成13年度にわたり行われた既指定地の北側に隣接する区域(以下「北側隣接地」という。)の発掘調査では、水田に伴う畦畔状遺構や井堰などの生産活動に関する貴重な遺構・遺物が確認され、陸奥國成立以前の農村集落を知るうえできわめて重要な区域として、北側隣接地約12,000m²について、平成15年8月27日付けで追加指定を受けている。

これらの経緯をふまえ、本年度の調査は、既指定地内の東南側における水田等の生産遺構の分布状況及び、既指定地内の北側における水路の有無の確認を目的として実施した。



遺 跡 遠 景

2 遺跡の立地と環境

西沼田遺跡(1)は、天童市大字矢野目字西沼田地内に所在し、天童市の西方、主要地方道天童・大江線の南側に位置している。標高は約90mを測る。

天童市は、山形県のほぼ中央に位置し、東は奥羽山脈、西は最上川、北は乱川、南は立谷川によって画されている。

遺跡は、奥羽山脈を水源とし、市内を西流する乱川、立谷川等によって形成された扇状地と、最上川によって形成された広大な後背湿地とのほぼ境界にあたり、その中の微高地に立地している。また、遺跡周辺には多くの湧水帯が分布しており、昔から県下有数の穀倉地帯となっている。

周辺には、縄文時代から古墳時代にかけての遺跡が多く分布する。特に、平成14年9月に開通した東北中央自動車道の路線上には、板橋1(2)・2(3)、的場(4)、藏増押切(5)が位置し、そのほかにも願正塙(6)、矢口遺跡(7)等の遺跡が確認されている。このうち、板橋1・2、的場、藏増押切では、古墳時代中期を中心とした集落跡が確認されている。

また、願正塙は、西沼田遺跡とほぼ同時期の遺跡であり、遺跡の内容についても建築部材を中心とした木製品が多数検出されており、本遺跡との関連性がうかがわれる。



第1図 周辺の遺跡 ($S = 1 : 50,000$)

3 調査区の設定

発掘調査は平成15年8月4日から同年11月20日にかけて実施した。

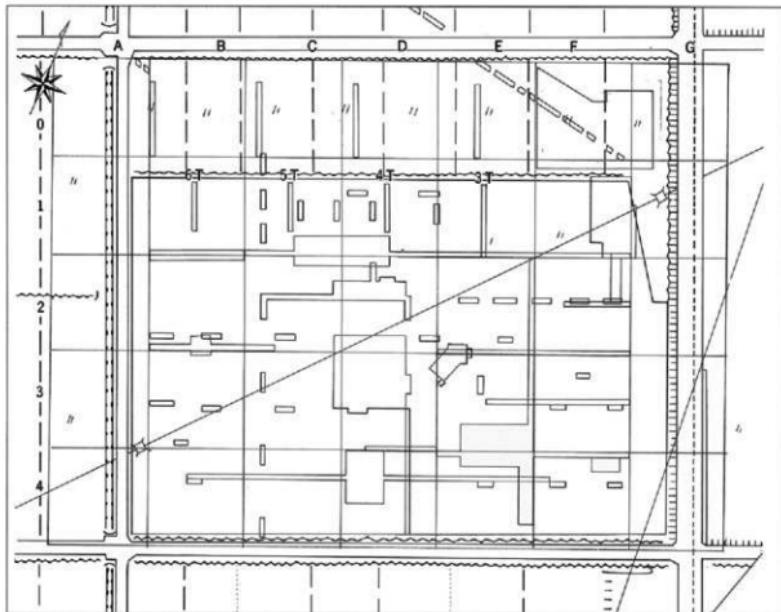
調査区のグリッド設定は、史跡指定範囲に対して40m方眼の大グリッドを設定し、東西方向にアラビア数字を、南北方向に数字を付した。また、それぞれ大グリッドに4m方眼の小グリッドを設定し、東西方向にアルファベット（小文字）、南北方向に数字を付して呼称している。（第2図）

西沼田遺跡では、これまでの調査によって、集落の東側を大きく迂回して北流する河川跡が確認されているため、今回の調査区は、河川跡の南側に当たる既指定地内の東南側に、水田等生産遺構の分布状況の確認を目的として、十字トレンチを設定した。トレンチはそれぞれ、東西方向を1トレンチ、南北方向を2トレンチと呼称し、遺構・遺物の分布状況により拡張区を設定した。

また、既指定地内の北側には、平成12年度の調査で確認された、井堰跡から西へ導水される水路の有無の確認を目的として、3～6トレンチを設定した。（第3図）

A	a1	b1	c1	d1	e1	f1	g1	h1	i1	j1
0	a2	b2								
	a3	c3								
	a4		d4				e5			
	a5									
	a6							f6		
	a7							g7		
	a8							h8		
	a9							i9		
	a10							j10		

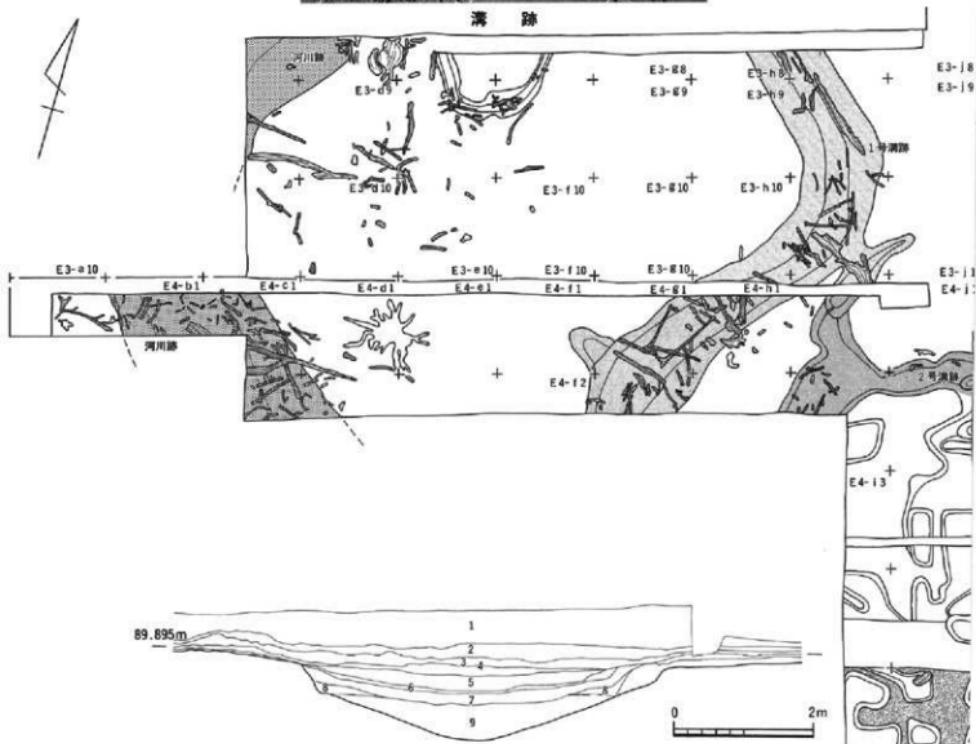
第2図 グリッド設定図



第3図 発掘区設定図



溝 跡



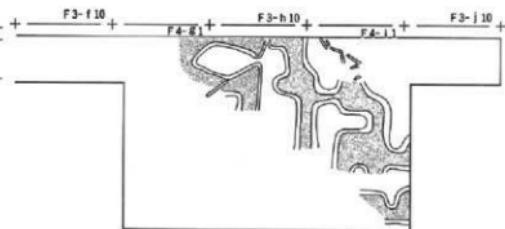
第4図 河川跡土層断面図



第5図 遺構



畦畔状造構



0 10m

畦畔状造構

4 調査の成果

(1) 東南側調査区（1トレンチ、2トレンチ、拡張区）

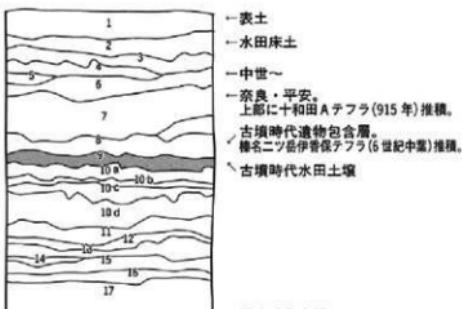
河川跡 E 3-c 8 区及び E 4-b 1 区で河川跡が確認された。E 4-b 1 区以北から E 3-b 8 区にかけて調査区域外となっているが、同一の河川であると考えられる。流路は、E 3-b 8 区検出部分では N-60°-E であるが、E 4-b 1 区で N-30°-W へと 90° 近く向きを変えている。幅は、検出が部分的であり判

然としないが、両岸が検出されている E 4-b 1 区から E 4-c 1 区付近からは約 620cm 程度であると想定される。深さは、確認面から約 110cm であるが、6 層を境に大きく二分される。4・5 層では多量の自然木が出土した。（第 4 図）また、E 4-c 1 区から 径 15cm の丸太を用いた打込み杭が検出されており、内容は不明であるが何らかの水利施設が設けられていたことがうかがえる。河川内出土の自然木のうち、一部のものについては、こうした施設に関連するものと考えられよう。

1号溝跡 E 3-h 8 区から E 4-g 2 区にかけて溝跡が検出されている。E 3-i 10 区付近で N-40°-E から N-30°-W へ方向を大きく変えている。幅は約 300cm 前後とほぼ均一である。深さは、確認面から約 26cm である。覆土内からは自然木が出土している。E 3-i 9 区付近の材は、長さが約 400cm あり、流路に沿って配置されているような状況であった。また、E 4-g 1 区付近で出土しているものについては、流路に対して直交して出土しており、これもなんらかの水利施設にかかるものであった可能性が想定される。

2号溝跡 E 4-i 1 区から E 4-j 2 区付近で検出され、E 4-i 1 区で 1 号溝跡に合流する溝跡が検出された。この溝跡は E 4-i 2 区付近で更に二股に分かれている。東側に伸びる部分は幅が約 130cm と狭く、また深さも確認面から約 8 cm と非常に浅いものである。一方南側に伸びる部分については、幅が約 280cm、深さが約 12cm であった。底面の勾配から、1 号溝跡へ流れ込むものと考えられる。

畦畔状造構 E 4-j 5 区以南の調査区において畦畔状造構を確認した。一区画の面積が小さいのが特徴的である。畦畔状造構の基軸は、E 4-j 5 区から E 4-j 6 区で検出されたものから、ほぼ南北方向と考えられる。上端幅は約 20~50cm である。比高差は約 2~8 cm である。一区画の面積は非常に小さく、E 4-j 5 区から E 4-j 6 区で検出された 3 連のものは約 1.5m² である。また、その他のものは全体が検出されていないので不明であるが、上記のもの 2 つ分程度の辺長を有することから約 6 m² 程度と考えられる。



第 6 図 基本層序

調査区の東端、F 4 - h 1 区から F 4 - j 2 区においても畦畔状の高まりが確認されたが、先に述べた調査区のものと比較してもさらに不整形である。

また、両調査区においてプラント・オパール分析を実施した。サンプルは、土層断面及び遺構検出面から採取した。その結果、両方からプラント・オパールが検出された。土層断面から検出されたものについては、基本層序 9 層対応層でプラント・オパール検出量にピークがみられることから、混入である可能性は考えられない。量的には 1 g 当たり 700~1500 点と少量であるが、畦畔状遺構の存在とあわせて当該層における水田耕作が示唆される。

(2) 北側調査区

3 トレンチ

断面観察では、基本層序 8 層対応層において多量の木材が出土した。これらの木材は、樹根と考えられる。樹根の数は 4 つであり、それぞれの間隔は約 350cm 前後と、ほぼ等間隔であり、なおかつ一直線上に位置している。配置の規格性から人工的な植樹である可能性も想定される。また、木製品が 1 点出土している。

4 トレンチ

トレンチ南側において自然木がまとまって確認された。また、西沼田より新しい時期の、打ち込み柱で土留めされた溝跡が確認された。

5 トレンチ

古墳時代相当層からの遺構・遺物の検出はないが、自然木が少量出土している。下層の遺構・遺物の確認を行ったところ、溝状の遺構が確認された。また、溝の付近から繩文土器 1 点が出土した。

6 トレンチ

基本層序 8 層対応層は削平されていたため、下層の確認を行った。この結果、マウント状の高まりと、周溝が確認された。周溝の覆土内から、自然木が出土した。また、土層断面において噴砂の痕跡を確認することができた。



3 トレンチ 樹根出土状況



3 トレンチ 木製品出土状況

5 まとめ

今回の調査では、既指定地東南側における水田（畦畔状遺構）の有無及び、北側部分での水路の有無の確認を目的として調査を実施した。

史跡の整備に伴うこれまでの調査で、北側隣接地内の東側から井堰が検出されており、今回の調査ではそこから延びる導水路の存在が予測されたが、確認することができなかつた。しかしながら、3トレンチからは4つの樹根跡が検出されており、つづく4トレンチからも自然木がまとまって確認されている。これらのことから、この一帯に林が存在していた可能性がでてきた。出土した樹根の配置には規則性がみられることから、植樹等の可能性についても、現在行っている樹種分析とあわせて検討していきたい。

また、既指定地内北側調査区の下層の調査からは、縄文土器及び、溝跡を検出することができた。これまでの調査においても、縄文土器、スクレイパー等が出土していることから、古墳時代以前においても、断続的に利用されていた可能性が強くなつた。

一方既指定地内東南側においては、畦畔状遺構とその面的な広がりを確認することができた。これまで、この部分からは、水田に関係する遺構は検出されていなかつただけに、大きな成果を得ることができた。

検出された畦畔状遺構は、1枚あたりの面積が約1.5～6m²と、非常に小さいもので、検出状況から、ほぼ南北方向を基軸として構築されていたと想定される。さらに、プラント・オバールが少ないながらも安定して検出されており、当該畦畔状遺構が水田の耕作に伴う蓋然性が高いことが示唆される。

また、付近から自然河川及び溝跡が検出されており、畦畔状遺構との密接した関係性がうかがわれる。地下水位が非常に高いという土壤的環境や、河川・溝等の性格を合わせて今後検討をおこない、水田と水利施設との関係性を明らかにしていきたい。

既指定地内東南側の調査区からは、河川、溝、畦畔状遺構が検出され、住居に関連する遺構はまったく見られなかった。したがって、集落域と生産域の土地利用上の区分けが比較的整然となされていたことも想定される。

今後の課題としては、これまでの成果についてさらに検討を重ねるとともに、遺跡の内容を明らかにし、今後の史跡整備事業に生かしていきたいと考える。

天童市埋蔵文化財調査報告書第30集
天童市西沼田遺跡 一第VI次発掘調査概報一

平成16年3月31日

編 集 天童市教育委員会

発 行 天童市教育委員会

天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111(代)

印 刷 豊田太印刷所

TEL 023-685-5225
